

東三第一方面		東三第二方面	
月收入額	契約家賃	月收入額	契約家賃
二十圓以下	一	二十圓以下	一
二十五圓以下	二	二十五圓以下	二
三十圓以下	三	三十圓以下	三
三十五圓以下	四	三十五圓以下	四
四十圓以下	五	四十圓以下	五
四十五圓以下	六	四十五圓以下	六
無	七	無	七
計	三六	計	三六

尾西第一方面		尾東第二方面	
月收入額	契約家賃	月收入額	契約家賃
二十圓以下	一	二十圓以下	一
二十五圓以下	二	二十五圓以下	二
三十圓以下	三	三十圓以下	三
三十五圓以下	四	三十五圓以下	四
四十圓以下	五	四十圓以下	五
四十五圓以下	六	四十五圓以下	六
無	七	無	七
計	三六	計	三六

西三第一方面		東三第三方面	
月收入額	契約家賃	月收入額	契約家賃
二十圓以下	一	二十圓以下	一
二十五圓以下	二	二十五圓以下	二
三十圓以下	三	三十圓以下	三
三十五圓以下	四	三十五圓以下	四
四十圓以下	五	四十圓以下	五
四十五圓以下	六	四十五圓以下	六
無	七	無	七
計	三六	計	三六

尾西第二方面		尾東第三方面	
月收入額	契約家賃	月收入額	契約家賃
二十圓以下	一	二十圓以下	一
二十五圓以下	二	二十五圓以下	二
三十圓以下	三	三十圓以下	三
三十五圓以下	四	三十五圓以下	四
四十圓以下	五	四十圓以下	五
四十五圓以下	六	四十五圓以下	六
無	七	無	七
計	三六	計	三六

一八三

一八二

西三第二方面	契約家賃	月収入額
三十圓以下	一	一
三十五圓以下	一	一
四十圓以下	一	一
五十圓以下	一	一
計	四	四

西三第三方面	契約家賃	月収入額
三十圓以下	一	一
三十五圓以下	一	一
四十圓以下	一	一
四十五圓以下	一	一
計	四	四

食費額	人員
五十圓以下	一
三十五圓以下	一
二十圓以下	一
計	三

世帯の員数と食費の關係を見るに、市部並びに郡部共に、一人暮して五圓以下の食費で生活してゐるものが一千五百五十世帯あつて最も多い。一日十六錢六厘となり、一食五錢五厘の割合である。六人暮して五圓以下の少額な食費を支拂つたのみで一ヶ月を過ぎたものが市部に二世帯と郡部に六世帯あるなどは彼等の悲惨な生活を物語ると共に、彼等が方面委員或は近隣の同情者の救護によつて米若くは副食物の供給を受けて生活してゐることを示してゐる。中には近隣の篤志家によつて寄食し生活して食費を全然要しなかつたといふものが郡部に四世帯あつた。

第八節 食費

食費額	人員
五十圓以下	一
三十五圓以下	一
二十圓以下	一
計	三

人員	食費額	人員	食費額
一人	五十圓以下	一人	五十圓以下
二人	五十圓以下	二人	五十圓以下
三人	五十圓以下	三人	五十圓以下
四人	五十圓以下	四人	五十圓以下
五人	五十圓以下	五人	五十圓以下
六人	五十圓以下	六人	五十圓以下
七人	五十圓以下	七人	五十圓以下
八人	五十圓以下	八人	五十圓以下
九人	五十圓以下	九人	五十圓以下
十人	五十圓以下	十人	五十圓以下
十一人	五十圓以下	十一人	五十圓以下
十二人	五十圓以下	十二人	五十圓以下
計	計	計	計

これを方面別にみて、先づ悲惨な生活をしてゐるもの、ある方面では、名古屋市中區第一方面と同市中區第四方面に於ける、月額五圓以下の食費で六人の家族が生活してゐるといふものが各一世帯ある。而して中區第四方面では四十圓の食費で十人の家族が生活してゐるといふのが一世帯ある、故に一人當り四圓の食費で生活すること、なり一日十三錢三厘となり一食僅か四錢四厘強である。彼等が如何に悲惨な生活をしてゐるかを想像することが出来る。又食費額二十五圓で十人以上生活してゐるといつたのが、尾東第三方面とか東三第一方面に一世帯ある。其他斯の如く常識で判断し兼ねるのは家族構成員中の其の幾人かは、他家に就職して食費額の支拂を自家に於て加算する事の出来ないであつて本調査に際して控除せしもの多く爲めに腑に落ちないのも、たま／＼生ぜしのは遺憾であるが、何卒ご御諒承を乞ふ。

食費額	人員
五十圓以下	一
三十五圓以下	一
二十圓以下	一
計	三





不計 第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項 第八項 第九項 第十項 第十一項 第十二項 第十三項 第十四項 第十五項 第十六項 第十七項 第十八項 第十九項 第二十項 第二十一項 第二十二項 第二十三項 第二十四項 第二十五項 第二十六項 第二十七項 第二十八項 第二十九項 第三十項 第三十一項 第三十二項 第三十三項 第三十四項 第三十五項 第三十六項 第三十七項 第三十八項 第三十九項 第四十項 第四十一項 第四十二項 第四十三項 第四十四項 第四十五項 第四十六項 第四十七項 第四十八項 第四十九項 第五十項 第五十一項 第五十二項 第五十三項 第五十四項 第五十五項 第五十六項 第五十七項 第五十八項 第五十九項 第六十項 第六十一項 第六十二項 第六十三項 第六十四項 第六十五項 第六十六項 第六十七項 第六十八項 第六十九項 第七十項 第七十一項 第七十二項 第七十三項 第七十四項 第七十五項 第七十六項 第七十七項 第七十八項 第七十九項 第八十項 第八十一項 第八十二項 第八十三項 第八十四項 第八十五項 第八十六項 第八十七項 第八十八項 第八十九項 第九十項 第九十一項 第九十二項 第九十三項 第九十四項 第九十五項 第九十六項 第九十七項 第九十八項 第九十九項 第一百項

第二項 月収入額と食費

月収入と食費の關係を見るに本縣下で食費を支拂つたといふ世帯七千三百四十二世帯については十圓以下の収入額で五圓以下の食費を支拂つたもの

のが最も多く一千四百五十四世帯ある。これに次いで一圓以下の収入額で十圓以下の食費を支拂つてゐるものが一千七十六世帯ある。それから全然収入なくして五圓以下の食費を支拂つたといふものが四百七十二世帯ある。これは収入が全然無いのであるが近親より不定の食料品の仕送りありこれを金錢に見積つた支拂額である。

收入額	食費額	縣下總計表									
		總計	第一市	第二市	第三市	第四市	第五市	第六市	第七市	第八市	第九市
十圓以下	十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
十五圓以下	十五圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
二十圓以下	二十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
二十五圓以下	二十五圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
三十圓以下	三十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
三十五圓以下	三十五圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
四十圓以下	四十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
四十五圓以下	四十五圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
五十圓以下	五十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
六十圓以下	六十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
六十圓以上	七十圓以上	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
七十圓以上	七十圓以上	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
計	計	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540

收入額	食費額	東區第一方面									
		第一市	第二市	第三市	第四市	第五市	第六市	第七市	第八市	第九市	第十市
十圓以下	十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
十五圓以下	十五圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
二十圓以下	二十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
二十五圓以下	二十五圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
三十圓以下	三十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
三十五圓以下	三十五圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
四十圓以下	四十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
四十五圓以下	四十五圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
五十圓以下	五十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
六十圓以下	六十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
六十圓以上	七十圓以上	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
七十圓以上	七十圓以上	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
計	計	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540

收入額	食費額	東區第二方面									
		第一市	第二市	第三市	第四市	第五市	第六市	第七市	第八市	第九市	第十市
十圓以下	十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
十五圓以下	十五圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
二十圓以下	二十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
二十五圓以下	二十五圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
三十圓以下	三十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
三十五圓以下	三十五圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
四十圓以下	四十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
四十五圓以下	四十五圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
五十圓以下	五十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
六十圓以下	六十圓以下	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
六十圓以上	七十圓以上	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
七十圓以上	七十圓以上	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
計	計	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540

中區第四方面		中區第三方面		中區第二方面	
收入額	食費額	收入額	食費額	收入額	食費額
無	計	無	計	無	計
四十五圓以下	...	四十五圓以下	...	五十五圓以下	...
四十圓以下	...	四十圓以下	...	六十圓以下	...
三十五圓以下	...	三十五圓以下	...	七十圓以下	...
三十圓以下	...	三十圓以下	...	...	...
二十五圓以下	...	二十五圓以下	...	...	...
二十圓以下	...	二十圓以下	...	...	...
十五圓以下	...	十五圓以下	...	...	...
十圓以下	...	十圓以下	...	...	...
計	...	計	...	計	...

西區第一方面		西區第二方面		西區第三方面	
收入額	食費額	收入額	食費額	收入額	食費額
無	計	無	計	無	計
五十圓以下	...	五十圓以下	...	五十圓以下	...
四十圓以下	...	四十圓以下	...	五十圓以下	...
三十五圓以下	...	三十五圓以下	...	五十圓以下	...
三十圓以下	...	三十五圓以下	...	五十圓以下	...
二十五圓以下	...	三十五圓以下	...	五十圓以下	...
二十圓以下	...	三十五圓以下	...	五十圓以下	...
十五圓以下	...	三十五圓以下	...	五十圓以下	...
十圓以下	...	三十五圓以下	...	五十圓以下	...
計	...	計	...	計	...

南區第一方面		南區第二方面		南區第三方面	
收入額	食費額	收入額	食費額	收入額	食費額
無	計	無	計	無	計
七十圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
六十圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
五十圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
四十圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
三十五圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
三十圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
二十五圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
二十圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
計	...	計	...	計	...

中區第一方面		中區第二方面		中區第三方面	
收入額	食費額	收入額	食費額	收入額	食費額
無	計	無	計	無	計
六十圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
五十圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
四十圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
三十五圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
三十圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
二十五圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
二十圓以下	...	六十圓以下	...	六十圓以下	...
計	...	計	...	計	...





東三第一方面

Table showing income and expenditure data for the East Three First Aspect, categorized by income level (e.g., 1000 yen or less, 1000-2000 yen, etc.) and expenditure level (e.g., 500 yen or less, 500-1000 yen, etc.).

東三第三方面

Table showing income and expenditure data for the East Three Third Aspect, categorized by income level and expenditure level.

西三第一方面

Table showing income and expenditure data for the West Three First Aspect, categorized by income level and expenditure level.

西三第二方面

Table showing income and expenditure data for the West Three Second Aspect, categorized by income level and expenditure level.

西三第三方面

Table showing income and expenditure data for the West Three Third Aspect, categorized by income level and expenditure level.

月支出と食費の關係を見るに、先づ縣下通算七千三百四十二世帯について

第三項 月支出額と食費

ては十圓以下の月支出額で其中の五圓以下の食費を支拂つたといふのが最も多く一千七百四十八世帯ある。次いで十圓乃至十五圓の月支出額の中五圓乃至十圓の食費を支拂つたといふのが七百九十七世帯ある。それから月支出額が全然無くして食費支拂額が五圓以下のものが二世帯あるがこれは篤志家に寄食してゐる自己にては一錢も支拂はないと云ふのを便宜上五圓以下にて生活する世帯中に數へたに過ぎない。

Large table showing monthly expenditure and food cost data for various municipalities and districts, categorized by expenditure level and food cost level.





南區第三方面		南區第四方面	
支出額	食費額	支出額	食費額
十五圓以下	1	十五圓以下	1
二十圓以下	1	二十圓以下	1
二十五圓以下	1	二十五圓以下	1
三十圓以下	1	三十圓以下	1
三十五圓以下	1	三十五圓以下	1
四十圓以下	1	四十圓以下	1
四十五圓以下	1	四十五圓以下	1
五十圓以下	1	五十圓以下	1
五十五圓以下	1	五十五圓以下	1
六十圓以下	1	六十圓以下	1
計	10	計	10

中區第三方面		中區第四方面	
支出額	食費額	支出額	食費額
十五圓以下	1	十五圓以下	1
二十圓以下	1	二十圓以下	1
二十五圓以下	1	二十五圓以下	1
三十圓以下	1	三十圓以下	1
三十五圓以下	1	三十五圓以下	1
四十圓以下	1	四十圓以下	1
四十五圓以下	1	四十五圓以下	1
五十圓以下	1	五十圓以下	1
五十五圓以下	1	五十五圓以下	1
六十圓以下	1	六十圓以下	1
計	10	計	10

尾東第一方面		尾東第二方面	
支出額	食費額	支出額	食費額
十五圓以下	1	十五圓以下	1
二十圓以下	1	二十圓以下	1
二十五圓以下	1	二十五圓以下	1
三十圓以下	1	三十圓以下	1
三十五圓以下	1	三十五圓以下	1
四十圓以下	1	四十圓以下	1
四十五圓以下	1	四十五圓以下	1
五十圓以下	1	五十圓以下	1
五十五圓以下	1	五十五圓以下	1
六十圓以下	1	六十圓以下	1
計	10	計	10

南區第一方面		南區第二方面	
支出額	食費額	支出額	食費額
十五圓以下	1	十五圓以下	1
二十圓以下	1	二十圓以下	1
二十五圓以下	1	二十五圓以下	1
三十圓以下	1	三十圓以下	1
三十五圓以下	1	三十五圓以下	1
四十圓以下	1	四十圓以下	1
四十五圓以下	1	四十五圓以下	1
五十圓以下	1	五十圓以下	1
五十五圓以下	1	五十五圓以下	1
六十圓以下	1	六十圓以下	1
計	10	計	10



世帯	三圓以下	二圓以下	一圓以下	十錢以下	十圓以下	五圓以下	五圓以上	計
一	1	1	1	1	1	1	1	1
二	1	1	1	1	1	1	1	1
三	1	1	1	1	1	1	1	1
四	1	1	1	1	1	1	1	1
五	1	1	1	1	1	1	1	1
六	1	1	1	1	1	1	1	1
七	1	1	1	1	1	1	1	1
八	1	1	1	1	1	1	1	1
九	1	1	1	1	1	1	1	1
十	1	1	1	1	1	1	1	1
十一	1	1	1	1	1	1	1	1
十二	1	1	1	1	1	1	1	1
十三	1	1	1	1	1	1	1	1
十四	1	1	1	1	1	1	1	1
十五	1	1	1	1	1	1	1	1
計	15	15	15	15	15	15	15	15

第九節 世帯構成員数中の三歳乃至十五歳兒童數と子供小遣

此の調査に於て縣下に於て三歳乃至十五歳以下の兒童を有する世帯が方面カード登録世帯七千三百四十六世帯中四千八百八十二世帯ある事が判つた即ち五六・九%に相當し過半數は兒童が多いために直接に間接に貧困の原因を形成してゐるのである。市部では兒童一人て月額一圓以上費すといふのが二百十九世帯あつて最も多く郡部にては、三人て月一圓を費すものが百二十四世帯あつて最も多いのである。

それから消費額から見ると市部に一人て六圓消費するといふのが最高て一世帯ある。郡部では五圓消費すると云ふのが一世帯ある。

それから六人あつても小遣錢を一錢も費さなかつたといふものが市部に

兒童數	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人	計
無	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十錢以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二十錢以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三十錢以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四十錢以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五十錢以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六十錢以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七十錢以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八十錢以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
九十錢以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一圓以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一圓以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	15	15	15	15	15	15	15	15	15

郡市別總計表

世帯	三圓以下	二圓以下	一圓以下	十錢以下	十圓以下	五圓以下	五圓以上	計
一	1	1	1	1	1	1	1	1
二	1	1	1	1	1	1	1	1
三	1	1	1	1	1	1	1	1
四	1	1	1	1	1	1	1	1
五	1	1	1	1	1	1	1	1
六	1	1	1	1	1	1	1	1
七	1	1	1	1	1	1	1	1
八	1	1	1	1	1	1	1	1
九	1	1	1	1	1	1	1	1
十	1	1	1	1	1	1	1	1
十一	1	1	1	1	1	1	1	1
十二	1	1	1	1	1	1	1	1
十三	1	1	1	1	1	1	1	1
十四	1	1	1	1	1	1	1	1
十五	1	1	1	1	1	1	1	1
計	15	15	15	15	15	15	15	15

三世帯と郡部に六世帯あつたが市部の七人に對して一錢も費さなかつたといふのは郡部には見出す事が出来なかつた。

縣下總計表

世帯	三圓以下	二圓以下	一圓以下	十錢以下	十圓以下	五圓以下	五圓以上	計
一	1	1	1	1	1	1	1	1
二	1	1	1	1	1	1	1	1
三	1	1	1	1	1	1	1	1
四	1	1	1	1	1	1	1	1
五	1	1	1	1	1	1	1	1
六	1	1	1	1	1	1	1	1
七	1	1	1	1	1	1	1	1
八	1	1	1	1	1	1	1	1
九	1	1	1	1	1	1	1	1
十	1	1	1	1	1	1	1	1
十一	1	1	1	1	1	1	1	1
十二	1	1	1	1	1	1	1	1
十三	1	1	1	1	1	1	1	1
十四	1	1	1	1	1	1	1	1
十五	1	1	1	1	1	1	1	1
計	15	15	15	15	15	15	15	15

名古屋市

世帯	三圓以下	二圓以下	一圓以下	十錢以下	十圓以下	五圓以下	五圓以上	計
一	1	1	1	1	1	1	1	1
二	1	1	1	1	1	1	1	1
三	1	1	1	1	1	1	1	1
四	1	1	1	1	1	1	1	1
五	1	1	1	1	1	1	1	1
六	1	1	1	1	1	1	1	1
七	1	1	1	1	1	1	1	1
八	1	1	1	1	1	1	1	1
九	1	1	1	1	1	1	1	1
十	1	1	1	1	1	1	1	1
十一	1	1	1	1	1	1	1	1
十二	1	1	1	1	1	1	1	1
十三	1	1	1	1	1	1	1	1
十四	1	1	1	1	1	1	1	1
十五	1	1	1	1	1	1	1	1
計	15	15	15	15	15	15	15	15

世帯	三圓以下	二圓以下	一圓以下	十錢以下	十圓以下	五圓以下	五圓以上	計
一	1	1	1	1	1	1	1	1
二	1	1	1	1	1	1	1	1
三	1	1	1	1	1	1	1	1
四	1	1	1	1	1	1	1	1
五	1	1	1	1	1	1	1	1
六	1	1	1	1	1	1	1	1
七	1	1	1	1	1	1	1	1
八	1	1	1	1	1	1	1	1
九	1	1	1	1	1	1	1	1
十	1	1	1	1	1	1	1	1
十一	1	1	1	1	1	1	1	1
十二	1	1	1	1	1	1	1	1
十三	1	1	1	1	1	1	1	1
十四	1	1	1	1	1	1	1	1
十五	1	1	1	1	1	1	1	1
計	15	15	15	15	15	15	15	15

西區第二方面  
計  
不四三二一五  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

西區第三方面  
計  
四三二一五  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

中區第一方面  
計  
無五四三二一  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

中區第二方面  
計  
一五四三無  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

南區第一方面  
計  
六五四三二一  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

南區第二方面  
計  
九八七六五四  
三錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

無小  
計  
六五四三二一  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

中區第二方面  
計  
七六五四三二  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

中區第三方面  
計  
五四三二一  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

中區第四方面  
計  
不五四三二一  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

南區第三方面  
計  
無五四三二一  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

南區第四方面  
計  
無四三二一五  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

尾東第一方面  
計  
三二一五四三  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

無小  
計  
三二一五四三  
十錢錢錢錢錢  
以以以以以  
下下下下下

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
計

西三第一方面		東三第三方面		東三第二方面		尾西第一方面	
無	小	無	小	無	小	無	小
十	十	十	十	十	十	十	十
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七
計	計	計	計	計	計	計	計

尾西第三方面		東三第一方面		尾西第二方面		東三第三方面	
無	小	無	小	無	小	無	小
十	十	十	十	十	十	十	十
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六
計	計	計	計	計	計	計	計

西三第一方面		東三第三方面		東三第二方面		尾西第一方面	
無	小	無	小	無	小	無	小
十	十	十	十	十	十	十	十
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七
計	計	計	計	計	計	計	計

尾西第三方面		東三第一方面		尾西第二方面		東三第三方面	
無	小	無	小	無	小	無	小
十	十	十	十	十	十	十	十
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六
計	計	計	計	計	計	計	計

### 第七章 貧困の原因

貧困に陥つて方面委員の保護を受けるやうになつた原因が何であるかを調べたのがこの調査であるが、何を貧困に陥つた主要なる原因と認むべきかを個々について之を決定するのは極めて困難である。この調査について



は各個のカード者に付いて擔當方面委員が調査員に申告せしを調査票に記入しこれに基いて集計せしものが本調査であつて、各世帯毎に最も主要な原因と認めらるゝ事項を第一原因とし、次いで附随的原因と認めらるゝものを第二原因として挙げ、間接に貧困の原因を爲してゐるといつた少し原因としては遠い關係にあるものを第三原因として挙げたのであつて第四原因といふのは随つてもつと遠い關係にあるものである。市部にては第一原因と見るべきものに、配偶者の死亡といふのが最も多く三百六十六世帯ある。郡部にては五百五十四世帯あつてこれも亦最も多いのである。

こゝに所謂配偶者とは單に妻を意味するのでなくして妻より夫を意味するものをも含み數へたのである。其の故は主動者の死亡數をみるに第一原因として市部及び郡部を通じて六十世帯は餘りにも少く肯定し得ざる所である。次いで世帯主の老衰といふのが市部に二百九十八世帯と郡部に四百七十三世帯あつて共に第二位を占めてゐる。

次に第二原因をみるに、子供過多といふのが市部に三百五十九世帯と郡部に三百六十七世帯ある。次で不況の爲といふのが市部に二百四十八世帯

縣下總計表

貧困原因	第一原因	第二原因	第三原因	第四原因	百分率
親老死	1	7	2	1	0.050
親ノ疾病	1	2	1	1	0.018
親ノ精神病	1	1	1	1	0.008
夫ノ扶養ナキ爲	1	1	1	1	0.008
恩給ヲ擔保ニ入	1	1	1	1	0.008
家族ノ疾病	1	1	1	1	0.008
家族ノ過多	1	1	1	1	0.008
家族ノ不具	1	1	1	1	0.008
家族ノ死亡	1	1	1	1	0.008
家族ノ不和	1	1	1	1	0.008
家族ノ老衰	1	1	1	1	0.008
貧困原因	第一原因	第二原因	第三原因	第四原因	百分率
家族ノ失業	1	1	1	1	0.008
家族ノ入獄	1	1	1	1	0.008
家族ノ精神病	1	1	1	1	0.008
家族ノ白痴	1	1	1	1	0.008
家族ニ仕送り多	1	1	1	1	0.008
カリシ爲	1	1	1	1	0.008
家族ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
家族ノ出奔	1	1	1	1	0.008
顔面ノあざ	1	1	1	1	0.008
勤儉ノ思慮ナキ爲	1	1	1	1	0.008
銀行休業閉鎖	1	1	1	1	0.008
子供死亡	1	1	1	1	0.008
子供疾病	1	1	1	1	0.008
貧困原因	第一原因	第二原因	第三原因	第四原因	百分率
子供過多	1	1	1	1	0.008
子供ノ精神病	1	1	1	1	0.008
子供ノ下扶	1	1	1	1	0.008
子供行方不明	1	1	1	1	0.008
子供ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
子供ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
子供無キ爲	1	1	1	1	0.008
子供不具ノ爲	1	1	1	1	0.008
孤利ヲ借リシ爲	1	1	1	1	0.008
高利ヲ借リシ爲	1	1	1	1	0.008
婚期ヲ逸セシ爲	1	1	1	1	0.008

と郡部に二百六十五世帯ある。それから世帯主の疾病といふのが郡部に百八十四世帯ある。

第三原因として述ぶるに不況の爲といふのが市部並びに郡部共に多くある。郡部には扶養義務者なき爲といふのが百六十世帯ある。そしてこの扶養義務者なき爲といふのは第四原因として其の數が最も多い。次にこの多くの原因中一寸毛色の異つたのを挙げてみよう。先づ顔面の瘡、孫の行方不明、夫婦の不和、妻の不義といつた所である。そこで顔面のあざといふのは、天性不幸にして爲に癩病患者と間違ひられて按摩にすら雇はんとする同情者もなく爲に収入の途なき者であり、孫の行方不明は老人を残して息子死亡し、孫の手によつて扶養されてゐるたるも、その孫の行方不明に依る収入の途なき者にして必ず高齡者にて自己に何等収入を得る見込立たざる者である。夫婦の不和及び妻の不義等は一家を經營維持する樂を有せざる者である。言語同斷なるものに、配偶者の怠惰とか配偶者の大酒といふのがあつたものである。

貧困原因	第一原因	第二原因	第三原因	第四原因	百分率
耕地ヲ沒收サレ	1	1	1	1	0.008
債權回収不能ノ爲	1	1	1	1	0.008
事業ノ失敗	1	1	1	1	0.008
收入ノ無	1	1	1	1	0.008
主動者ノ死亡	1	1	1	1	0.008
主動者ノ疾病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ衰弱	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ愚鈍	1	1	1	1	0.008
主動者ノ低能	1	1	1	1	0.008
主動者ノ出奔	1	1	1	1	0.008
主動者ノ飲酒	1	1	1	1	0.008
主動者ノ放蕩	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008
主動者ノ老衰	1	1	1	1	0.008
主動者ノ精神病	1	1	1	1	0.008
主動者ノ失業	1	1	1	1	0.008
主動者ノ不具	1	1	1	1	0.008

名古屋市

東區第一方面

Table with columns for poverty causes (e.g., 貧困原因, 遺棄, 疾病) and counts for four categories (原第一 to 原第四) and a total (合計).

東區第二方面

Table with columns for poverty causes (e.g., 貧困原因, 遺棄, 疾病) and counts for four categories (原第一 to 原第四) and a total (合計).

東區第三方面

Table with columns for poverty causes (e.g., 貧困原因, 遺棄, 疾病) and counts for four categories (原第一 to 原第四) and a total (合計).

Vertical list of poverty causes including 子供過多, 子供精神, 子供アルドモ扶養セザルタメ, etc.

Table with columns for poverty causes (e.g., 遺棄, 疾病, 失業) and counts for four categories (原第一 to 原第四) and a total (合計).

Vertical list of poverty causes including 世帯主ノ貧困, 性格ノ欠陥, 精神病ノ發病, etc.

Table with columns for poverty causes (e.g., 遺棄, 疾病, 失業) and counts for four categories (原第一 to 原第四) and a total (合計).









西三第二方面		西三第三方面		西三第四方面	
計	原因	計	原因	計	原因
家ノ年 族ノ入 ノ出 ノ少	1	不 出 現	1	世 帯 主 ノ 老 衰	1
家ノ和 庭ノ不 ノ情	2	息 子 ノ 不 家	2	世 帯 主 ノ 疾 病	2
家ノ情 ノ失 ノ敗	3	人 ノ 不 家	3	世 帯 主 ノ 低 弱	3
世帯主ノ ノ事 ノ業 ノ失 ノ敗	4	子 ノ 不 家	4	世 帯 主 ノ 老 衰	4
家ノ業 ノ失 ノ敗	5	不 幸 ノ 能 病	5	世 帯 主 ノ 疾 病	5
家ノ業 ノ失 ノ敗	6	孤 行 ノ 不 幸	6	世 帯 主 ノ 老 衰	6
家ノ業 ノ失 ノ敗	7	無 子 ノ 不 幸	7	世 帯 主 ノ 疾 病	7
家ノ業 ノ失 ノ敗	8	無 病 ノ 不 幸	8	世 帯 主 ノ 老 衰	8
家ノ業 ノ失 ノ敗	9	無 能 ノ 不 幸	9	世 帯 主 ノ 疾 病	9
家ノ業 ノ失 ノ敗	10	無 弱 ノ 不 幸	10	世 帯 主 ノ 老 衰	10
家ノ業 ノ失 ノ敗	11	無 病 ノ 不 幸	11	世 帯 主 ノ 疾 病	11
家ノ業 ノ失 ノ敗	12	無 弱 ノ 不 幸	12	世 帯 主 ノ 老 衰	12
家ノ業 ノ失 ノ敗	13	無 病 ノ 不 幸	13	世 帯 主 ノ 疾 病	13
家ノ業 ノ失 ノ敗	14	無 弱 ノ 不 幸	14	世 帯 主 ノ 老 衰	14
家ノ業 ノ失 ノ敗	15	無 病 ノ 不 幸	15	世 帯 主 ノ 疾 病	15
家ノ業 ノ失 ノ敗	16	無 弱 ノ 不 幸	16	世 帯 主 ノ 老 衰	16
家ノ業 ノ失 ノ敗	17	無 病 ノ 不 幸	17	世 帯 主 ノ 疾 病	17
家ノ業 ノ失 ノ敗	18	無 弱 ノ 不 幸	18	世 帯 主 ノ 老 衰	18
家ノ業 ノ失 ノ敗	19	無 病 ノ 不 幸	19	世 帯 主 ノ 疾 病	19
家ノ業 ノ失 ノ敗	20	無 弱 ノ 不 幸	20	世 帯 主 ノ 老 衰	20
家ノ業 ノ失 ノ敗	21	無 病 ノ 不 幸	21	世 帯 主 ノ 疾 病	21
家ノ業 ノ失 ノ敗	22	無 弱 ノ 不 幸	22	世 帯 主 ノ 老 衰	22
家ノ業 ノ失 ノ敗	23	無 病 ノ 不 幸	23	世 帯 主 ノ 疾 病	23
家ノ業 ノ失 ノ敗	24	無 弱 ノ 不 幸	24	世 帯 主 ノ 老 衰	24
家ノ業 ノ失 ノ敗	25	無 病 ノ 不 幸	25	世 帯 主 ノ 疾 病	25
家ノ業 ノ失 ノ敗	26	無 弱 ノ 不 幸	26	世 帯 主 ノ 老 衰	26
家ノ業 ノ失 ノ敗	27	無 病 ノ 不 幸	27	世 帯 主 ノ 疾 病	27
家ノ業 ノ失 ノ敗	28	無 弱 ノ 不 幸	28	世 帯 主 ノ 老 衰	28
家ノ業 ノ失 ノ敗	29	無 病 ノ 不 幸	29	世 帯 主 ノ 疾 病	29
家ノ業 ノ失 ノ敗	30	無 弱 ノ 不 幸	30	世 帯 主 ノ 老 衰	30
家ノ業 ノ失 ノ敗	31	無 病 ノ 不 幸	31	世 帯 主 ノ 疾 病	31
家ノ業 ノ失 ノ敗	32	無 弱 ノ 不 幸	32	世 帯 主 ノ 老 衰	32
家ノ業 ノ失 ノ敗	33	無 病 ノ 不 幸	33	世 帯 主 ノ 疾 病	33
家ノ業 ノ失 ノ敗	34	無 弱 ノ 不 幸	34	世 帯 主 ノ 老 衰	34
家ノ業 ノ失 ノ敗	35	無 病 ノ 不 幸	35	世 帯 主 ノ 疾 病	35
家ノ業 ノ失 ノ敗	36	無 弱 ノ 不 幸	36	世 帯 主 ノ 老 衰	36
家ノ業 ノ失 ノ敗	37	無 病 ノ 不 幸	37	世 帯 主 ノ 疾 病	37
家ノ業 ノ失 ノ敗	38	無 弱 ノ 不 幸	38	世 帯 主 ノ 老 衰	38
家ノ業 ノ失 ノ敗	39	無 病 ノ 不 幸	39	世 帯 主 ノ 疾 病	39
家ノ業 ノ失 ノ敗	40	無 弱 ノ 不 幸	40	世 帯 主 ノ 老 衰	40
家ノ業 ノ失 ノ敗	41	無 病 ノ 不 幸	41	世 帯 主 ノ 疾 病	41
家ノ業 ノ失 ノ敗	42	無 弱 ノ 不 幸	42	世 帯 主 ノ 老 衰	42
家ノ業 ノ失 ノ敗	43	無 病 ノ 不 幸	43	世 帯 主 ノ 疾 病	43
家ノ業 ノ失 ノ敗	44	無 弱 ノ 不 幸	44	世 帯 主 ノ 老 衰	44
家ノ業 ノ失 ノ敗	45	無 病 ノ 不 幸	45	世 帯 主 ノ 疾 病	45
家ノ業 ノ失 ノ敗	46	無 弱 ノ 不 幸	46	世 帯 主 ノ 老 衰	46
家ノ業 ノ失 ノ敗	47	無 病 ノ 不 幸	47	世 帯 主 ノ 疾 病	47
家ノ業 ノ失 ノ敗	48	無 弱 ノ 不 幸	48	世 帯 主 ノ 老 衰	48
家ノ業 ノ失 ノ敗	49	無 病 ノ 不 幸	49	世 帯 主 ノ 疾 病	49
家ノ業 ノ失 ノ敗	50	無 弱 ノ 不 幸	50	世 帯 主 ノ 老 衰	50

結 語

以上記述した如く各項に亘つて調査した結果方面カードに登録せられて  
る家庭の生活状態が如何なるものであるかを知り得たのであるが、更に  
吾人が實地に踏査せば、如何に悲惨な生活をしてゐるかは筆舌に盡し難き  
ものあるを知るであらう。即ち彼等の家は採光通風共に悪しく、健康に害  
あり、室数は世帯員數に比して狭苦しく、敷物は如何にも古くといつた様  
に凡ての點に於て天與の恵まれないものあるを知るのである。これに反し  
て彼等が如何に素直であり、天真爛漫であるかを知る時、心ある者をして  
同情の念油然たるものあらしむるのである。又吾人が彼等の子女が火鉢を

貧困家庭の生活状態終

圍みて團欒するのをみる時、即ち「家貧にして孝子出す」の語を思ひ浮べ  
て、彼等の成長の早からん事を祈り、而して家運挽回の企圖に出ずる機切  
望するのである。古人言へり「衣食足つて禮節を知る」と、近時思想的  
に經濟的に國歩の艱難を加へ非常時の叫ばる、折柄、この物質的に恵まれ  
ずして苦んでゐる者の多きは寒心すべき事である。吾人は彼等が出來得べ  
くんば一日も早く更生の途を辿り社會の荒波に向つて雄々しく乗出す様  
に切望して止まないものである。

昭和九年四月二十五日印刷  
昭和九年四月三十日發行

愛知縣學務部社會課

印刷人 名古屋市中區千早町五丁目一六 中 尾 五 郎  
印刷所 名古屋市中區千早町五丁目一六 株式會社 一 誠 社  
電話東① 三三六六 四四四三